

(分科会)

第6条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
たばこ事業等分科会	一 たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議すること。 二 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）の規定及びたばこ事業法施行令第4条第5項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 四 資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員(第3条第2項第2号に掲げる者を除く。)及び専門委員は、財務大臣が指名する。
- 3 第3条第2項第2号に掲げる臨時委員は、国家公務員共済組合分科会に属する。
- 4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

財政制度等審議会令(抄)(平成12年6月7日政令第275号)

(部会)

第7条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。次項において同じ。)が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。